

**発電計画等受領業務
EDI共通規格
(Ver.3A)**

2023 年 4 月
電力広域の運営推進機関

はじめに

現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行う EDI(Electronic Data Interchange)が行なわれており、各業界内だけでなく業際大でもその推進活動が活発化してきている。

そこで、今般、電力広域的運営推進機関(以下、「本機関」という。)は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴取を行うとともに、全ての一般電気事業者の送配電部門、並びに複数の特定規模電気事業者及び発電設備設置者と協議の上、本機関と小売電気事業者等、発電事業者及び一般送配電事業者間(以下、「送配電事業者」という。)において、EDI を行う際に必要となる事項の内、システムに関連する基本的な共通事項を「発電計画等受領業務 EDI 共通規格」(以下、「本規格」という。)として規定する。

[改定履歴]

BPID 版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考
3A	2015 年 5 月 19 日	新規制定 BPID 機関コード:“OCTO” BPID 副機関コード:“W6”	
3A	2015 年 7 月 27 日	•FIT 発電・販売計画ファイル交換の流れ修正 •誤記修正	
3A	2016 年 4 月 1 日	•発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準の制(改)定日を更新	
3A	2017 年 3 月 13 日	•ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者を対象に含むよう修正 •FIT 買取制度の変更に伴い、送配電事業者を対象に含むよう修正 •字句修正	
3A	2017 年 11 月 22 日	•地域間連系線の間接オークションの導入に伴い、データ要素の共通コードを追加 •需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコルによる計画受付対応に伴い、需要抑制契約者の対象業務の見直し及び BP 副機関コード等共通コードの追加。 •字句修正	
3A	2023 年 4 月 14 日	•実需同時同量契約の廃止に伴い、各種メッセージおよびコードの削除 •字句修正	

1.目的	- 4 -
2.概要	- 4 -
2.1 標準化の考え方	- 4 -
2.2 システム概要	- 4 -
3.対象業務一覧	- 5 -
4.システム実装	- 6 -
4.1 通信経路	- 6 -
4.2 通信方式	- 6 -
4.2.1 ファイル交換の流れ	- 6 -
4.2.2 ファイル送信方式	- 9 -
4.3 セキュリティ対策	- 10 -
4.3.1 基本方針	- 10 -
4.3.2 インターネット網を介した EDI に必要なセキュリティ対策	- 10 -
4.3.3 電子証明書の運用方法	- 10 -
4.3.4 EDI の利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策	- 13 -
4.4 構文規則	- 16 -
4.4.1 XML データの構造	- 16 -
4.4.2 構成要素と XML タグ名称付与規則	- 17 -
4.4.3 メッセージグループヘッダ	- 19 -
4.4.4 マルチ明細の構造	- 19 -
4.4.5 マルチ明細タグ名	- 20 -
4.4.6 空の繰返し要素の省略	- 21 -
4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い	- 21 -
4.4.8 データ属性の表記法	- 23 -
4.5 XML データの検証	- 23 -
4.5.1 XML Schema の設計規則	- 24 -
4.5.2 XML Schema の名前空間	- 24 -
4.5.3 XML Schema の構造	- 24 -
4.5.4 XML Schema のファイル名	- 24 -
4.5.5 XML Schema によるデータ要素の定義例	- 24 -
4.6 システム運用規則	- 25 -
4.6.1 メッセージファイル名称付与規則	- 25 -
4.6.2 メッセージの変更・取消の運用	- 26 -
4.6.3 サーバ運用時間	- 26 -
4.6.4 通信手順(オプション)	- 27 -
5.共通データ	- 27 -
5.1 利用文字コード	- 27 -
5.2 共通データコード	- 27 -
6.システム管理範囲	- 34 -
7.費用分担	- 34 -

1.目的

本規格は、本機関と小売電気事業者等(需要抑制契約者及び FIT 買取を行う送配電事業者を含む)、発電事業者及び送配電事業者との間の情報連携において、企業間 EDIを行うために必要となる規格のうち、システムに関連する基本的な共通事項について規定する。

2.概要

2.1 標準化の考え方

システム面の標準化が電力小売自由化における参入障壁を高めることがないように、小売電気事業者等へ過度な負担をかけない方針で本規格を規定する。通信方式としては、導入・運用が簡便な画面提供及び Web 型のインターネット EDI を採用し、表現規格は社内基幹システムのデータフォーマットへの変換が比較的容易に実装可能な XML 形式とする。標準メッセージは、業務毎に適用すべき事項として、ビジネスプロトコル標準規格にて規定する。規定概要を図 2-1 に示す。

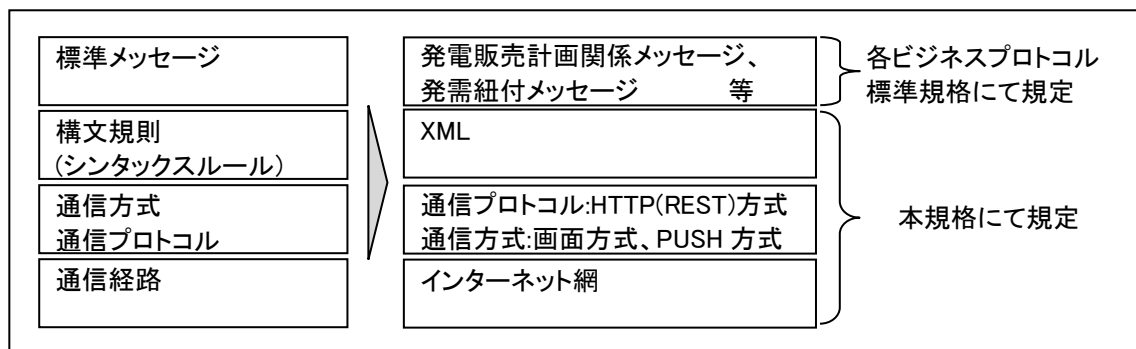


図 2-1 規定概要

2.2 システム概要

システム概要を図 2-2 に示す。

インターネット網を介して、本機関、小売電気事業者等、発電事業者、送配電事業者との情報連携を行う。

なお、Web サーバ(又は、単にサーバ)、Web クライアント(又は、単にクライアント)とは、通信プロトコル上の区別を指し、実際のハードウェアを指す場合は、サーバマシン、クライアントマシンと記述する。

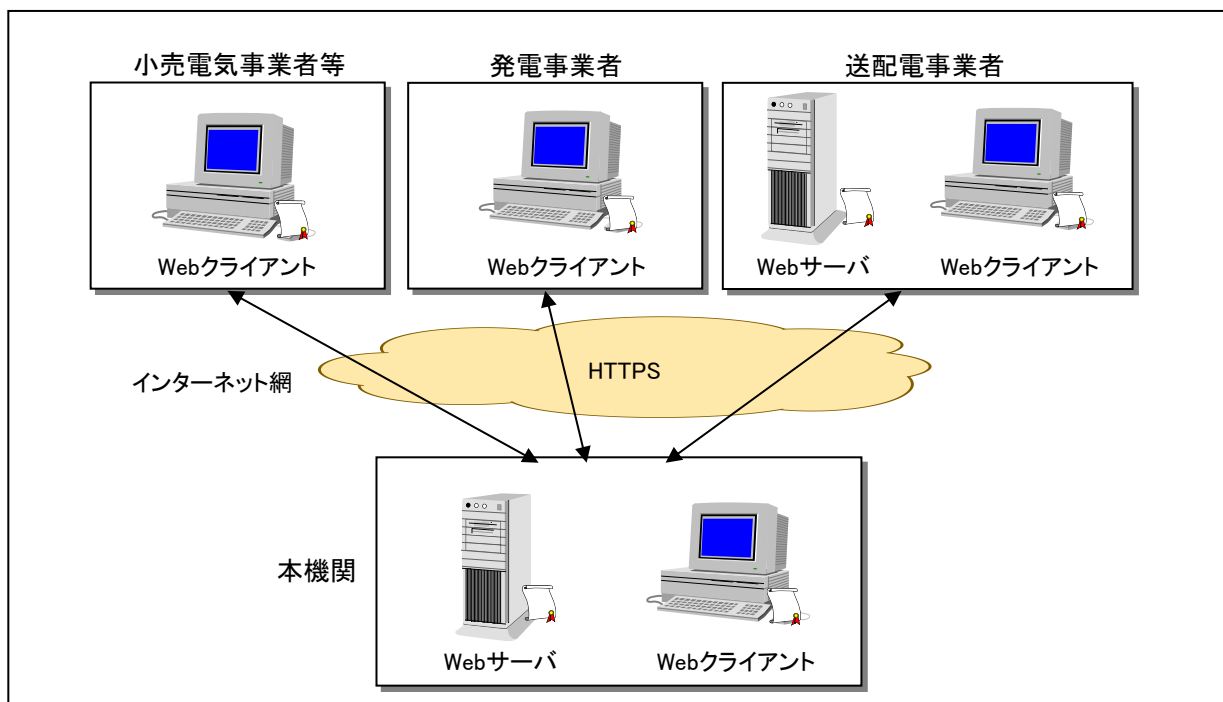


図 2-2 システム概要

3.対象業務一覧

本規格の運用対象となる業務と対応するビジネスプロトコル標準規格を表 3-1 に示す。

表 3-1 対象業務一覧

業務名	ビジネス プロトコル 標準名	版	制(改)定日	標準メッセージ一覧		データ提供元
発電計画 等受領	発電計画等 受領業務 ビジネス プロトコル 標準規格 (計画値 同時同量 編)	3A	2017/11/22	発電・販売計画	翌日発電・販売計画メッセージ	小売電気事業者等 (需要抑制契約者 を除く)発電事業者
					週間発電・販売計画メッセージ	
					月間発電・販売計画メッセージ	
					年間発電・販売計画メッセージ	
					翌日発電・販売計画不整合通知 メッセージ	
				需要・調達計画	翌日需要・調達計画メッセージ	小売電気事業者等 (需要抑制契約者 を除く)
					週間需要・調達計画メッセージ	
					月間需要・調達計画メッセージ	
					年間需要・調達計画メッセージ	
					翌日発電・販売(FIT 作成用)メッセージ	
					翌日需要・調達計画不整合通知 メッセージ	
				連系線希望計画	連系線希望計画メッセージ	小売電気事業者、 発電事業者
				連系線利用計画	経過措置計画メッセージ	
					長期連系線利用計画メッセージ	
				送電可否判定 結果、混雑処理 の通知	希望計画送電可否判定結果通知 メッセージ	
					経過措置可否判定結果通知 メッセージ	
					長期利用計画送電可否判定結果通知 メッセージ	
					経過措置減少処理通知メッセージ	
					混雑処理通知(スポット・1 時間前) (暫定)メッセージ	
					混雑処理通知(スポット・1 時間前)	
				部分供給	翌日部分供給通告値メッセージ	小売電気事業者
					月間部分供給通告値メッセージ	
	需要抑制 計画等 受領業務 ビジネス プロトコル 標準規格	3A	2017/2/22	需要抑制計画	翌日需要抑制計画メッセージ	需要抑制契約者
					週間需要抑制計画メッセージ	
					月間需要抑制計画メッセージ	
					年間需要抑制計画メッセージ	
					翌日需要抑制計画不整合通知 メッセージ	

※必要に応じ適用対象となる業務は追加を行う。

4. システム実装

4.1 通信経路

インターネット網を利用する。

4.2 通信方式

発電計画等の受領においては本機関、小売電気事業者等、発電事業者及び送配電事業者に Web クライアントを、本機関及び送配電事業者に Web サーバを設置する。

データ登録時は、小売電気事業者等と発電事業者が本機関にデータを登録する方式(※)とし、画面操作による手動登録方式と PUSH 型の連携による自動登録方式を用いる。また、データ取得時は、小売電気事業者等と発電事業者が本機関からデータを取得する方式とし、画面操作による手動取得方式と PULL 型の連携による自動取込方式を用いる。なお、本機関と送配電事業者間においても同様とする。(図 4-1)

※FIT 発電・販売計画に限り、送配電事業者も本機関へデータを登録する。

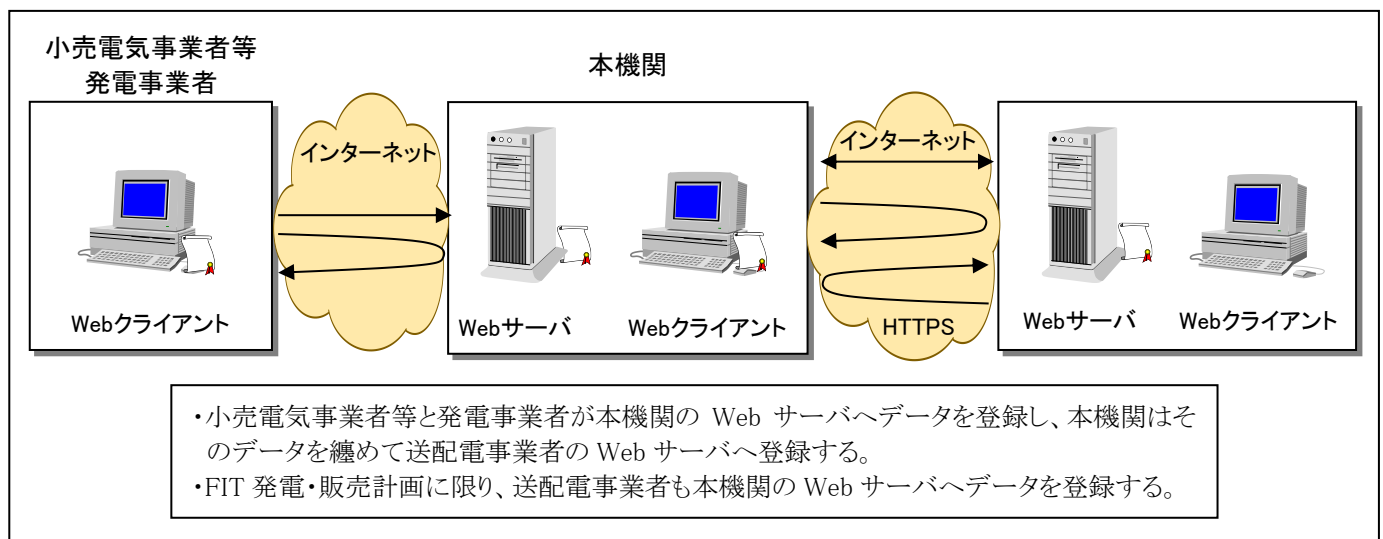


図 4-1 通信方式(発電計画等受領)

4.2.1 ファイル交換の流れ

(a) ファイル交換の基本的な流れ(図 4-2)

- ① サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ② 送信ファイルの指定
小売電気事業者等及び発電事業者は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ③ 送信処理
小売電気事業者等及び発電事業者は、本機関に対し、指定したファイルを送信する。
- ④ 受信処理
本機関は、小売電気事業者等及び発電事業者の指定したファイルを受信する。
- ⑤ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑥ 送信ファイルの指定
本機関は、送信可能なファイルを個別に指定する。

- ⑦ 送信処理
本機関は、送配電事業者へ該当ファイルを送信する。
- ⑧ 受信処理
送配電事業者は、本機関の指定したファイルを受信する。

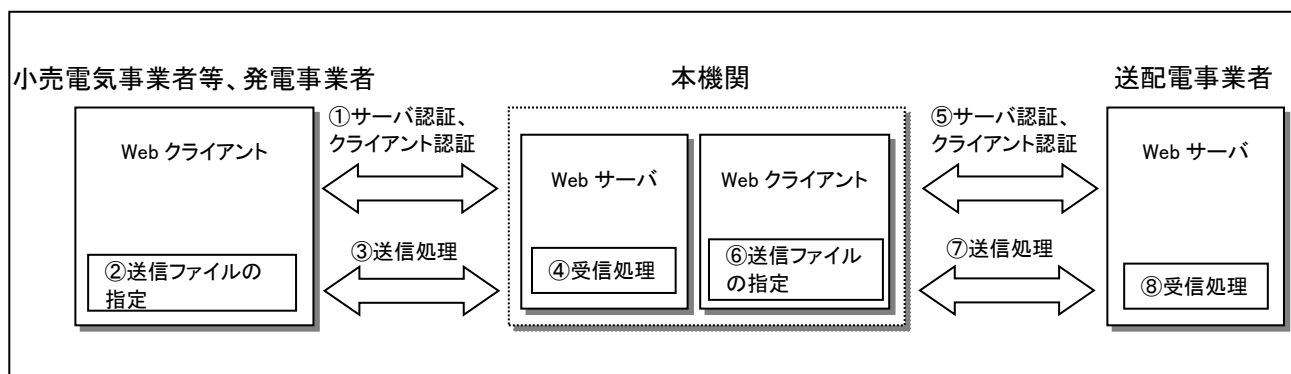


図 4-2 基本的な流れ

(b) FIT 発電・販売計画のファイル交換の流れ(図 4-3)

- ① サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ② 送信ファイルの指定
小売電気事業者等及び発電事業者は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ③ 送信処理
小売電気事業者等及び発電事業者は、本機関に対し、指定したファイルを送信する。
- ④ 受信処理
本機関は、小売電気事業者等及び発電事業者の指定したファイルを受信する。
- ⑤ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑥ 送信ファイルの指定
本機関は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ⑦ 送信処理
本機関は、送配電事業者へ該当ファイルを送信する。
- ⑧ 受信処理
送配電事業者は、本機関の指定したファイルを受信する。
- ⑨ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑩ 送信ファイルの指定
送配電事業者は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ⑪ 送信処理
送配電事業者は、本機関へ該当ファイルを送信する。

- ⑫ 受信処理
本機関は、送配電事業者の指定したファイルを受信する。
- ⑬ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑭ ファイル取得処理
小売電気事業者等及び発電事業者は、ファイルを取得する。
- ⑮ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑯ 送信ファイルの指定
小売電気事業者等及び発電事業者は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ⑰ 送信処理
小売電気事業者等及び発電事業者は、本機関に対し、指定したファイルを送信する。
- ⑱ 受信処理
本機関は、小売電気事業者等及び発電事業者の指定したファイルを受信する。
- ⑲ サーバ認証、クライアント認証
電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ⑳ 送信ファイルの指定
本機関は、送信可能なファイルを個別に指定する。
- ㉑ 送信処理
本機関は、送配電事業者へ該当ファイルを送信する。
- ㉒ 受信処理
送配電事業者は、本機関の指定したファイルを受信する。

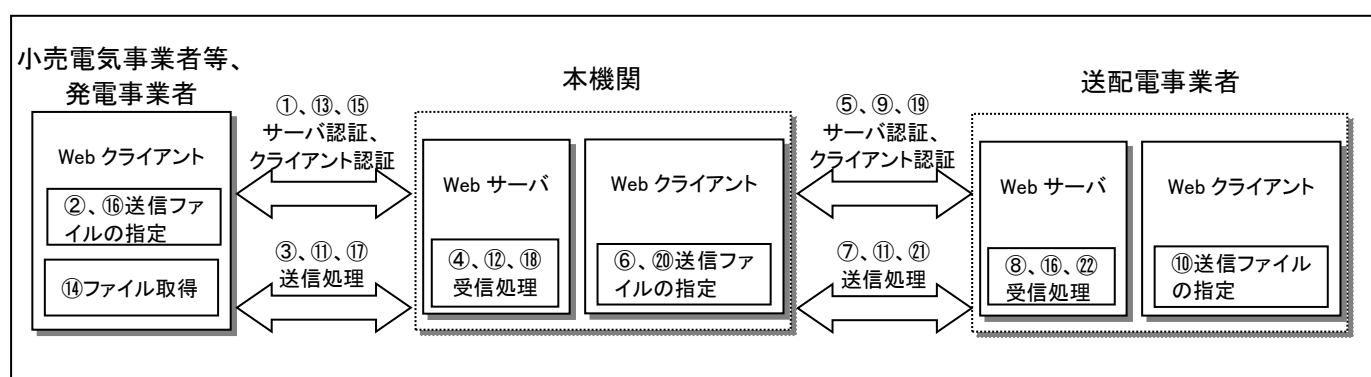


図 4-3 FIT 発電・販売計画のファイル交換の流れ

4.2.2 ファイル送信方式

(a) 自動送信方式

自動方式で小売電気事業者等と発電事業者、本機関及び送配電事業者がファイルを送信する処理イメージを図 4-4 に示す。

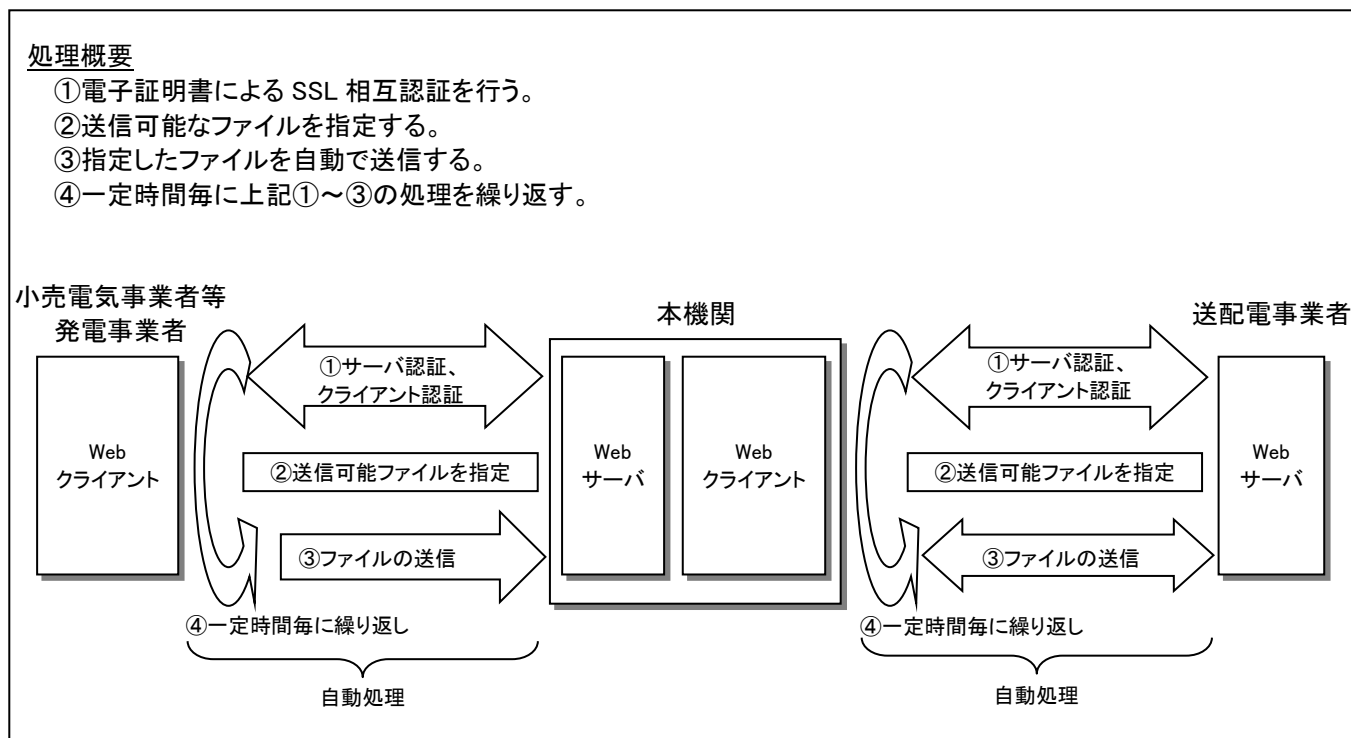


図 4-4 処理イメージ(自動送信方式)

(b) 手動送信方式

手動方式で小売電気事業者等と発電事業者、本機関及び送配電事業者がファイルを送信する処理イメージを図 4-5 に示す。

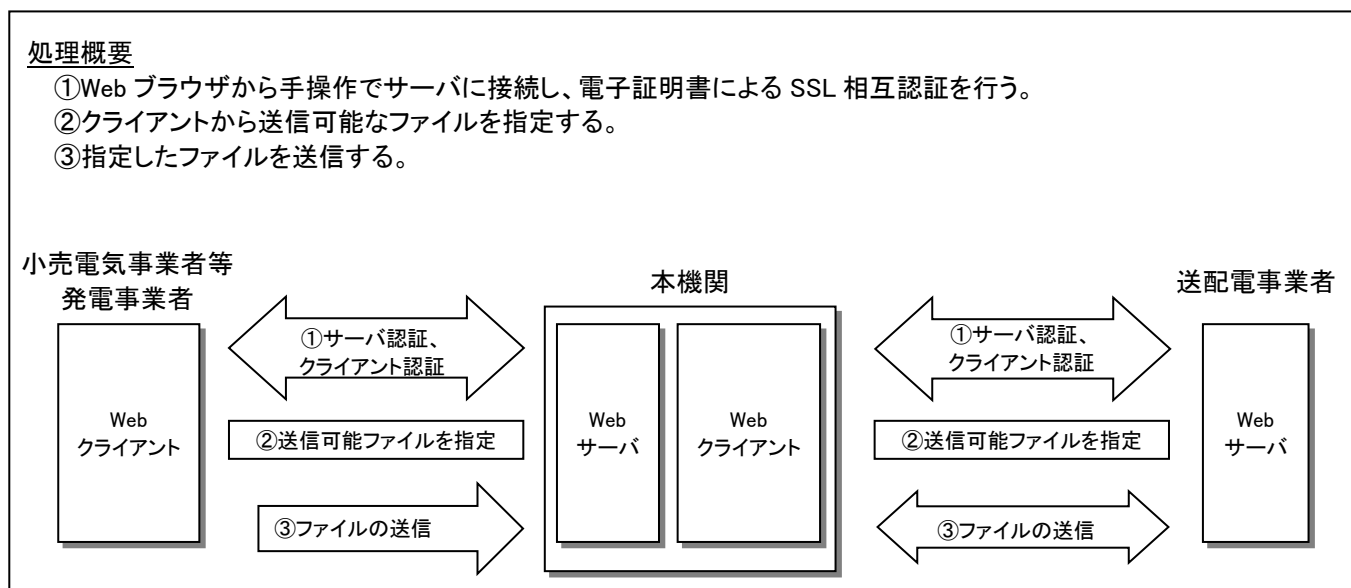


図 4-5 処理イメージ(手動送信方式)

4.3 セキュリティ対策

4.3.1 基本方針

本規格において、インターネット網を介して EDI を行うにあたり必要なセキュリティ対策を示す。また、事業者内におけるセキュリティ対策について、その管理策基準や目的等を定める。(図 4-6)

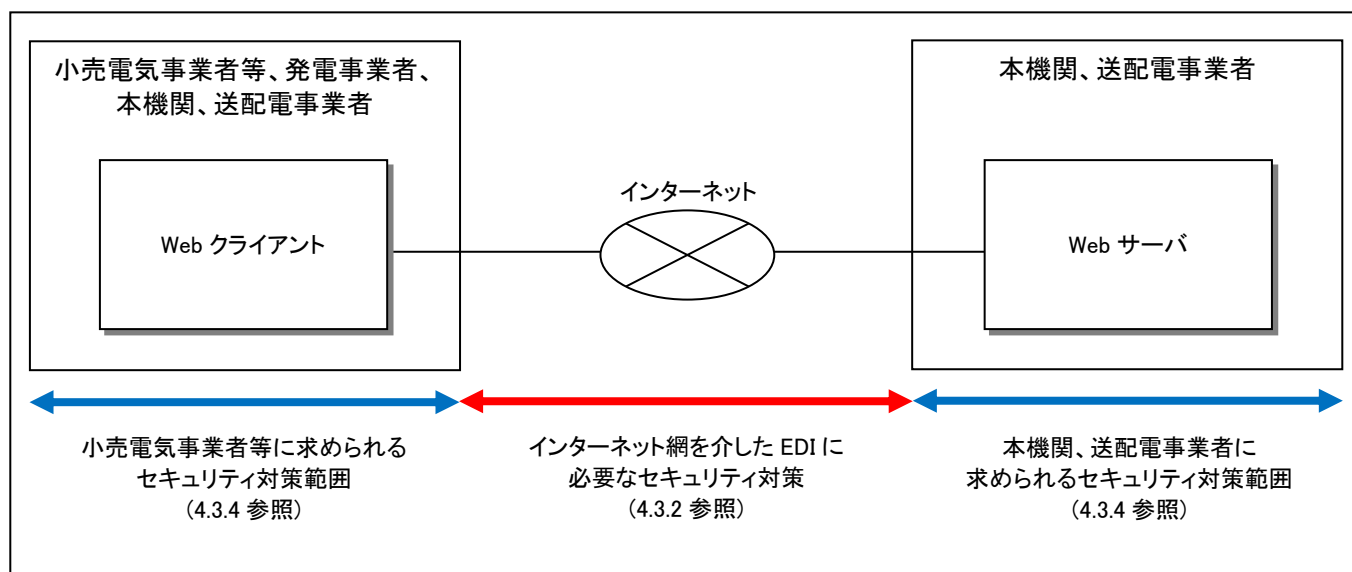


図 4-6 セキュリティ対策範囲

4.3.2 インターネット網を介した EDI に必要なセキュリティ対策

インターネット網を介して EDI を行うにあたり、サーバ及びクライアントに電子証明書を配付し、SSL 相互認証(SSL サーバ認証+SSL クライアント認証)を行うことにより、インターネットに潜む“盗聴”、“改ざん”、“なりすまし”の脅威へ対応する。(図 4-7)

なお、クライアント電子証明書は、本機関が定める電子証明書を活用する。

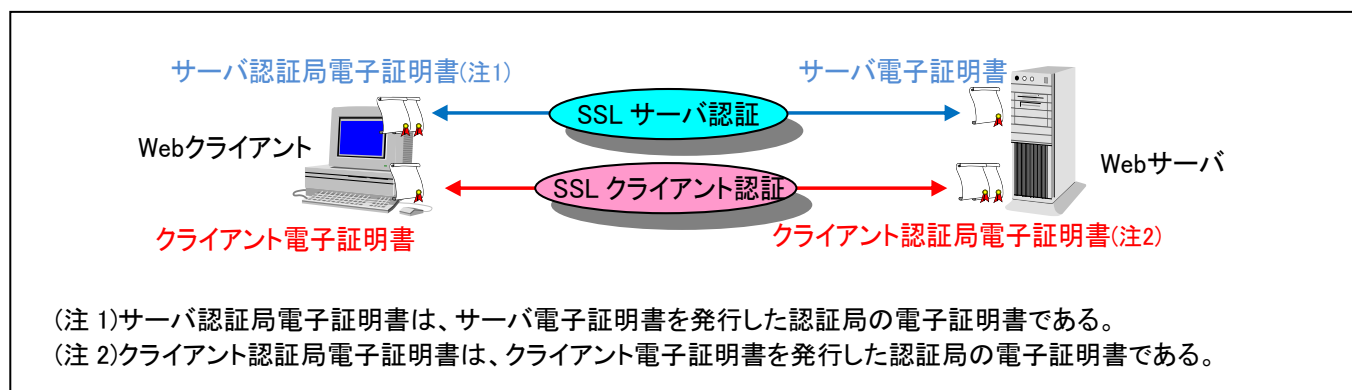


図 4-7 SSL 相互認証によるセキュリティ対策

4.3.3 電子証明書の運用方法

電子証明書は、発行申請から期間満了・失効までのライフサイクルにおいて、セキュリティに配慮した管理・運用が必要である。また、複数の取引先に対して同一の電子証明書が使用できることが望ましいことから、クライアント電子証明書は本機関が定める電子証明書を利用する。

(a) 電子証明書の調達(新規調達及び更新)

(a-1) クライアント証明書(図 4-8)

- ① 小売電気事業者等、発電事業者、本機関及び送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の利用手続を行い、クライアント証明書等を調達する。
- ② 小売電気事業者等、発電事業者、本機関及び送配電事業者は、EDI の開始対象先となる本機関の指示に従い、調達したクライアント証明書の記載内容等を各送配電事業者、本機関に通知する。
- ③ 送配電事業者、本機関は、通知を受けたクライアント証明書の記載内容と小売電気事業者等の ID を管理する。

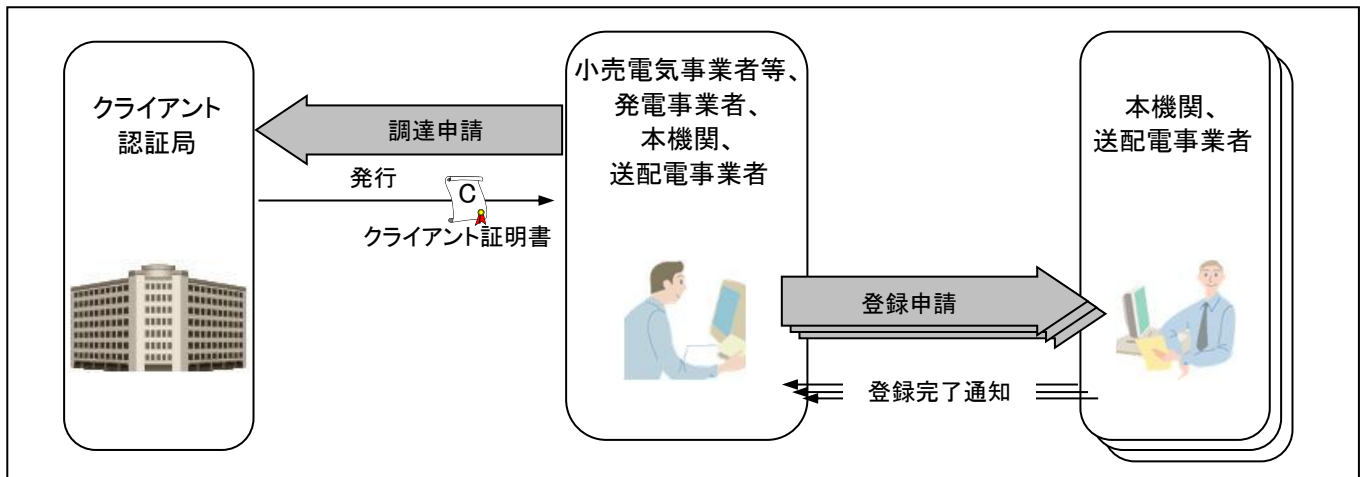


図 4-8 EDI 開始までの手続き

(a-2) サーバ証明書

本機関と送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の利用手続を行い、サーバ証明書等を調達する。

(a-3) SSL 相互認証の実施(図 4-9)

- ① 小売電気事業者等、発電事業者、本機関、送配電事業者は、EDI の対象先となる本機関の指示に従い、サーバ認証局証明書を取得する。
- ② 本機関、送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント認証局証明書を取得し、クライアント証明書発行機関による証明書失効リストを確認する。

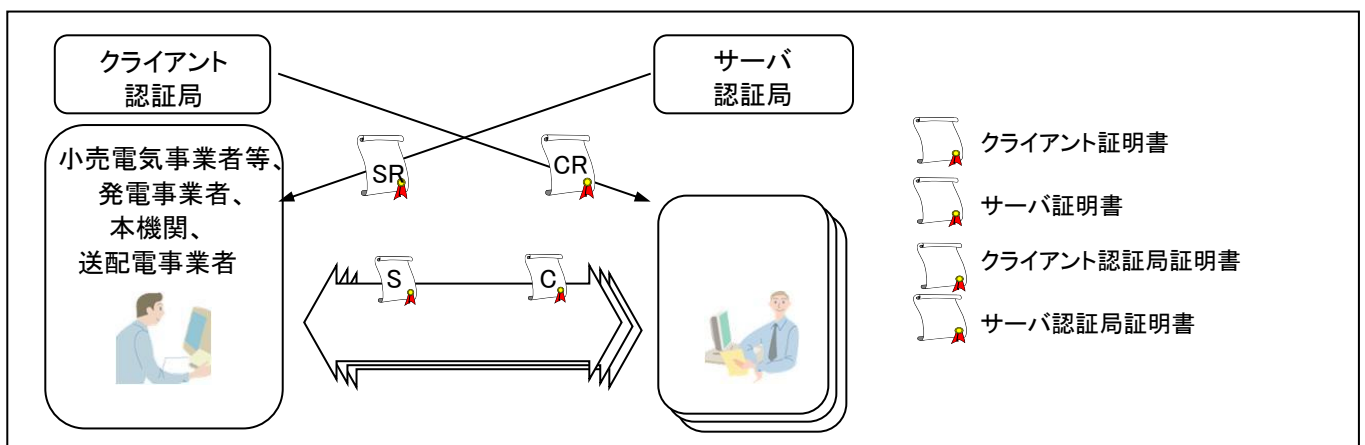


図 4-9 SSL 相互認証の実施

(b) 電子証明書の失効

(b-1) クライアント証明書(図 4-10)

- ① 小売電気事業者、発電事業者、本機関及び送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の失効手続を行い、クライアント証明書を失効させる。
- ② 小売電気事業者等、発電事業者、本機関及び送配電事業者は、クライアント証明書の失効手続と合わせて、EDI の対象先であった本機関、各送配電事業者の指示に従い、失効するクライアント証明書の記載内容等を本機関及び各送配電事業者へ通知する。

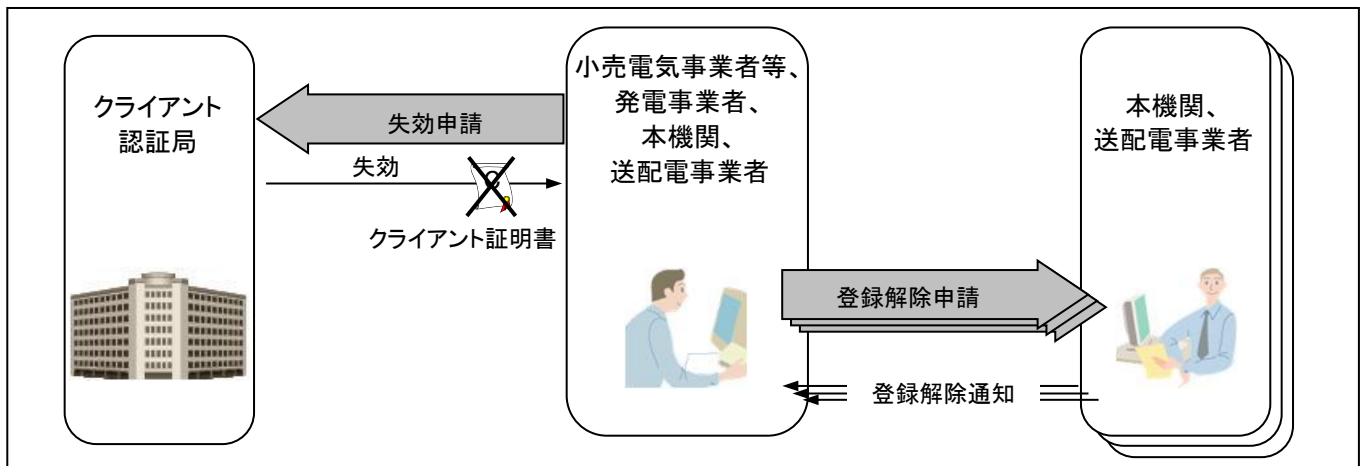


図 4-10 EDI 終了までの手続

(b-2) サーバ証明書

- ① 本機関と送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の失効手続を行い、サーバ証明書を失効させる。
- ② 本機関と送配電事業者は、サーバ認証局を変更した場合、又はサーバ認証局がサーバ認証局証明書を更新した場合、利用者又は本機関に対し、新たなサーバ認証局証明書を調達する措置を通知する。

4.3.4 EDI の利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策

小売電気事業者等、発電事業者、送配電事業者及び本機関に求められるセキュリティ対策を表 4-1 に示す。その内、内部不正によるセキュリティ事故の防止に必要なセキュリティ対策例を表 4-2 に示す。

表 4-1 EDI 利用にあたり必要なセキュリティ対策

大項目	対策方針	(参考)対策例
セキュリティ基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び指示を、事業上の要求事項、関連法令及び規制に従って規定する。	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティのための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する。	情報セキュリティをマネジメントする組織横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する。	情報の分類
人的資源のセキュリティ	- 従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを低減する。 - システムや電子証明書、その媒体運用にあたっては責任者を設置し、担当者を限定する。	- セキュリティ意識向上を図る教育の実施 - 責任者の設置による利用者の管理
物理的及び環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害を防止する。	入退室管理、装置の施錠
通信及び運用管理	- セキュリティを保った運用を確実にする。 - 第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する。 - システム故障のリスクを最小限に抑える。 - 情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する。 - ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する。 - 資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する。(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する) - 組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する。(例:サービス妨害、権限昇格) - 電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする。 - 認可されていない情報処理活動を検知する。	- ファイヤウォールの設置 - ウイルス対策ソフトの導入と更新 - ログの取得・保管、管理 - バックアップの取得 - 監視 - データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する。	- 特権 ID・アカウント管理 - パスワード管理
情報システムの取得、開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	- 暗号化 - セキュリティパッチ適用方針の策定 - ぜい弱性対策の実施及び管理
情報セキュリティインシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする。	- 連絡先の整備 - セキュリティインシデント管理
事業継続管理	情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処するとともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成
順守	法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事項に対する違反を避ける。	システム監査の実施

例えば、「通信及び運用管理」の内、「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」に関する具体的な対策例を図 4-11 に示す。

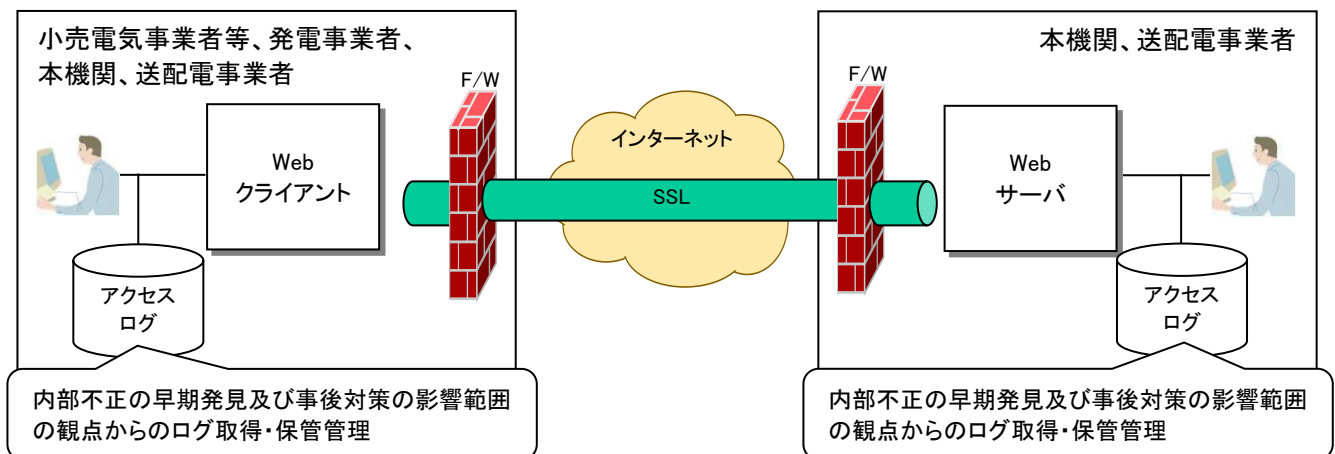


図 4-11 「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」対策例

表 4-2 (参考)組織における内部不正に対するセキュリティ対策例(1/3)

大項目		(参考)対策例	リスク
基本方針		経営者の責任の明確化	・実効性のある管理体制整備や内部不正対策の役職員への周知徹底が困難となる
		総括責任者の任命と組織横断的な体制構築	・実効性のある管理体制を整備するために必要な予算確保や人員配置が困難となる
資産管理	秘密指定	情報の格付け	・保護する必要がある重要情報が分からず、重要情報を知らずに漏らしてしまう ・重要度に応じた対策が不十分となる
		格付け区分の適用とラベル付け(重要情報の取扱範囲を限定)	・情報の取扱範囲が定まらず、権限に応じたアクセス制御が困難となり、漏洩の可能性が高まる
	アクセス権指定	情報システムにおける利用者のアクセス管理	・重要情報を不正に利用される ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
		システム管理者の権限管理、相互監視	・一人の管理者に権限が集中している場合、情報システムの破壊及び重要情報の削除等の妨害により、事業継続が不可能となる
		情報システムにおける利用者の識別と認証	・内部不正者の特定が困難となる。さらに、心理的に情報を持ち出しやすい環境となる ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
物理的管理		物理的な保護と入退管理策	・重要情報を格納する情報機器に許可のない者が触れることで、重要情報が盗まれる ・重要情報を格納する情報機器が破壊され、事業継続が不可能となる
		情報機器及び記録媒体の資産管理及び物理的な保護	・盗難や紛失を発見できない。さらに、盗難や紛失をしやすい環境となる ・物理的な保護をしないことで、盗難によって重要情報が漏洩する
		情報機器及び記録媒体の持出管理及び監視	・許可なく重要情報が持ち出され、重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる
		個人の情報機器及び記録媒体の業務利用及び持込の制限	・組織による管理が困難となる ・ウイルス感染や操作ミス等によって重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる ・個人の情報機器及び記録媒体に重要情報を格納して持ち出される

表 4-2 (参考)組織における内部不正に対するセキュリティ対策例(2/3)

大項目	(参考)対策例	リスク
技術・運営 管理	ネットワーク利用のための安全管理	・ファイル共有ソフトがインストールされ、重要情報が外部に意図せず漏洩する ・外部ファイルの実行によりマルウェア感染を起こし、組織内に感染を広げる ・SNS 及びオンラインストレージの利用並びに掲示板の書き込みにより、重要情報が漏洩する
	重要情報の受渡し保護	・必要時以外に持ち出しができることで、内部者が不正に重要情報を持ち出す ・電子メールの誤送信や記録媒体の盗難・紛失によって重要情報が漏洩する
	情報機器や記録媒体の持ち出しの保護(暗号化やパスワードロック等)	・盗難や紛失時に重要情報が漏洩する
	組織外部での業務における重要情報の保護	・覗き込まれることで、重要情報が漏洩する ・公衆LAN接続時に、通信保護をしないまま組織のネットワークに接続することで、ネットワーク上で盗聴される
	第三者が提供するサービス利用の確認(クラウドコンピューティングを含む)	・第三者のセキュリティ管理策の不備により重要情報が漏洩する ・契約内容によっては重要情報の漏洩による損害が補償されない ・内部不正発生後の調査が困難となる
証拠確保	情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存	・ログ・証跡による不正行為の検知が困難となる ・内部不正発生後の内部不正の原因特定及び内部不正者の追跡、影響範囲等の調査が困難となる
	システム管理者のログ・証跡の確認	・作業の正当性及び真正性を確認することや内部不正の検知が困難となる
	内部不正防止を含んだ管理の実施(監査の実施、対策の見直し)	・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない ・効果的な対策の実施や見直しができない
人的管理	教育による内部不正対策の周知徹底	・適切なセキュリティ対策を行えず、内部不正を発生させてしまう ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
	雇用終了の際の人事手続き(秘密保持義務契約の締結)	・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報が公開される可能性が高まる
	雇用終了及び契約終了による情報資産等の返却	・情報資産を返却又は完全消去しないことで、重要情報が漏洩する ・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不正侵入される
コンプライアンス	法的手続きの整備(懲戒処分を考慮した就業規則等の内部規定整備)	・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる
	契約書の要請(秘密保持義務契約の締結)	・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる
職場環境	公平な人事評価の整備	・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正を誘発する
	適正な労働環境及びコミュニケーションの推進	・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作業時間短縮を目的に内部不正を行う ・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態での作業が続くことで内部不正が発生する
	職場環境におけるマネジメント(単独作業の制限)	・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生する可能性が高くなる

表 4-2 (参考)組織における内部不正に対するセキュリティ対策例(3/3)

大項目	(参考)対策例	リスク
事後対策	事後対策に求められる体制の整備	・迅速な事後対策が施せない
	処罰等の検討及び再発防止	・同様の内部不正を再発させてしまう
組織の管理	内部不正に関する通報制度の整備	・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる ・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない
	内部不正防止を含んだ確認の実施(監査の実施、対策の見直し)	・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない ・効果的な対策の実施や見直しができない

4.4 構文規則

シンタックスルールは、「XML 1.0(W3C 勧告)<http://www.w3.org/TR/REC-xml/>」を準用する。

4.4.1 XML データの構造

(a) 論理レコードの種類

XML データを構成する論理レコードを表 4-3 に示す。

表 4-3 論理レコードの種類

論理レコードの種類
メッセージグループヘッダ
業務メッセージ

(b) 階層構造

XML 電文の階層構造を図 4-12 に示す。

なお、本標準のメッセージファイルは、1 つのメッセージグループで構成され、かつ、当該メッセージグループは、1 つのメッセージで構成される。

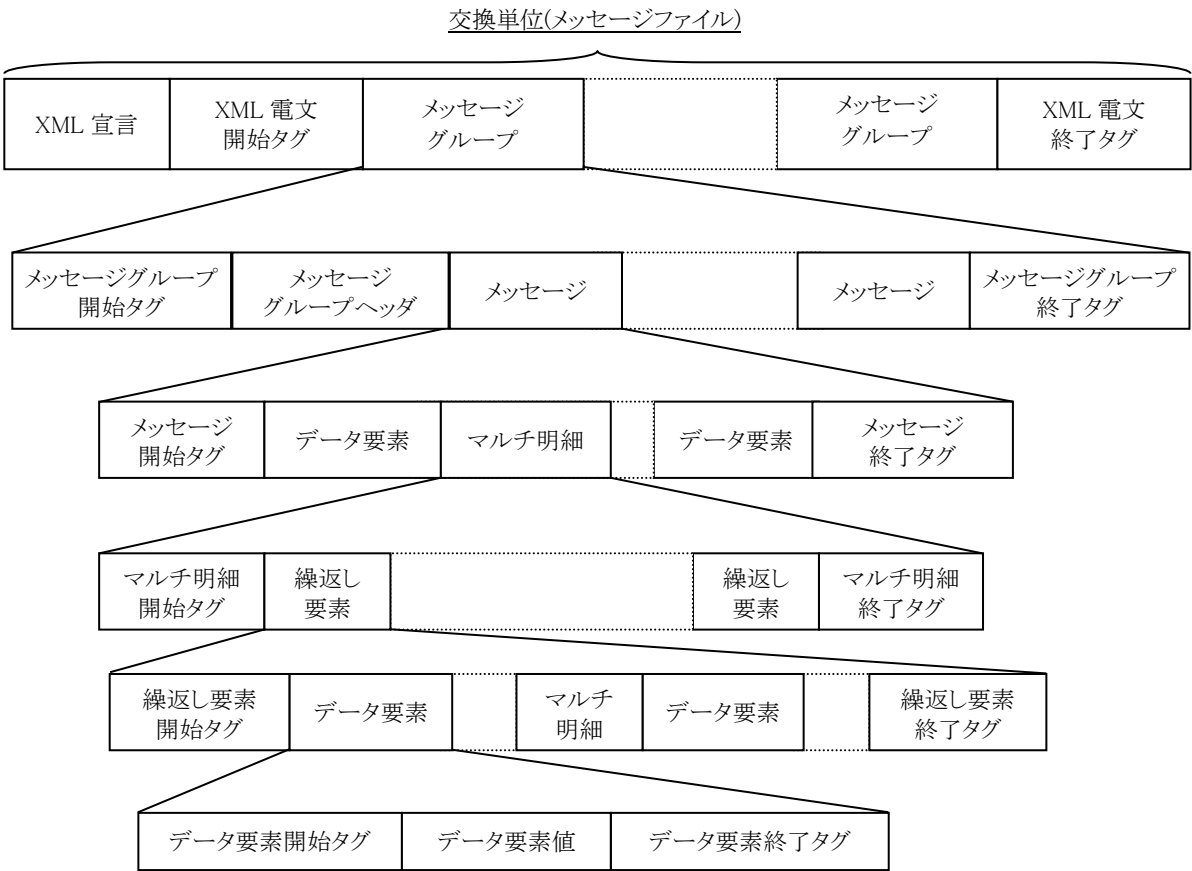


図 4-12 XML 電文の階層構造

4.4.2 構成要素と XML タグ名称付与規則

「図 4-12 XML 電文の階層構造」の構成要素とタグ名を表 4-4 に、構成要素の属性を表 4-5 に、本標準における XML 構造の表現例を図 4-13 に示す。

表 4-4 構成要素とタグ名一覧

構成要素	タグ名	備 考
交換単位	SBD-MSG	
メッセージグループ	JPMGRP	
メッセージグループヘッダ	JPMGH	
業務メッセージ	JPTRM	
マルチ明細	JPMxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字 5 桁)の頭に“JPM”を付加して表現する。
繰返し要素	JPMRxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字 5 桁)の頭に“JPMR”を付加して表現する。
データ要素	JPxxxxx	データ要素タグ名は、英数字(JIS-X0201)の 5 桁で表現されたタグ番号の頭に“JP”を付加して表現する。

表 4-5 構成要素の属性一覧

タグ名	属性名	桁数	説明	許容値
SBD-MSG	BPID	X(4)	BPID 機関コード	「5.2 共通データコード」参照
	BPIDSUB	X(2)	BPID 副機関コード	「5.2 共通データコード」参照
	BPIDVER	X(2)	各ビジネスプロトコル標準規格の版	「5.2 共通データコード」参照
	MSGID	X(4)	情報区分コード	「5.2 共通データコード」参照
	MAPVER	X(6)	シンタックスルールの版	“1.1-1A”固定
JPMGRP	SEQ	9(5)	メッセージグループのシーケンス番号	“1”からの昇順
JPTRM	SEQ	9(5)	メッセージのシーケンス番号	“1”からの昇順

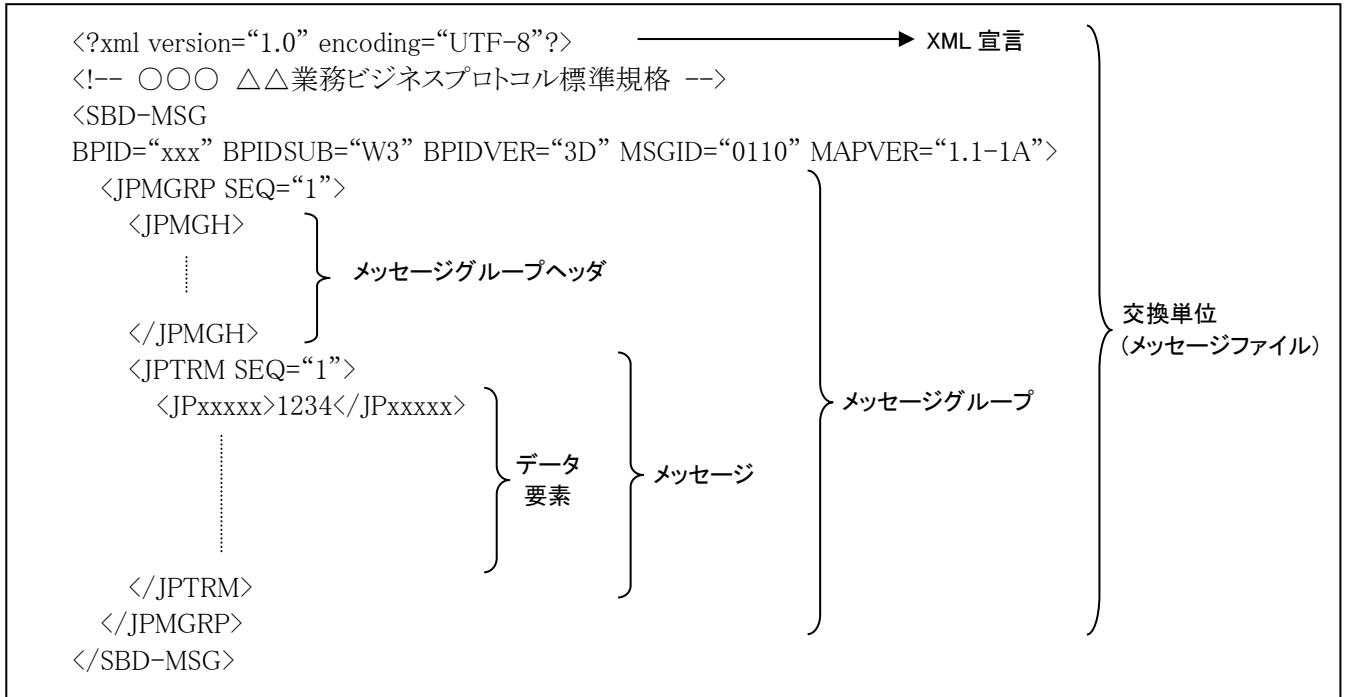


図 4-13 本規格における XML 構造の表現例

4.4.3 メッセージグループヘッダ

メッセージグループヘッダの必須項目を表 4-6 に示す。コードの許容値は、「5.2 共通データコード」を参照。

表 4-6 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性
JPC03	運用モード	通常のデータ又はテストデータを示す。	X(1)
JPC06	発信者コード	電文を発信する発信者の企業コード示す。	X(12)
JPC09	受信者コード	電文を受信する受信者の企業コード示す	X(12)
JPC10	BPID 機関コード	ビジネスプロトコルを制定した機関名を示す。	X(4)
JPC11	BPID 副機関コード	BPID 副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)
JPC12	BPID 版	ビジネスプロトコル標準規格のバージョン名を示す	X(2)
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)
JPC19	作成日付時刻	メッセージグループの作成日付時刻(YYMMDDHHMMSS)を示す。 (年は西暦の下 2 桁)	X(12)
JPC21	構文規則識別版数	シンタックスルール管理機関及びリリース・バージョン番号を示す。	X(6)

4.4.4 マルチ明細の構造

マルチ明細の構造を図 4-14 に示す。全体構成については、「図 4-13 XML 電文の階層構造」を参照。

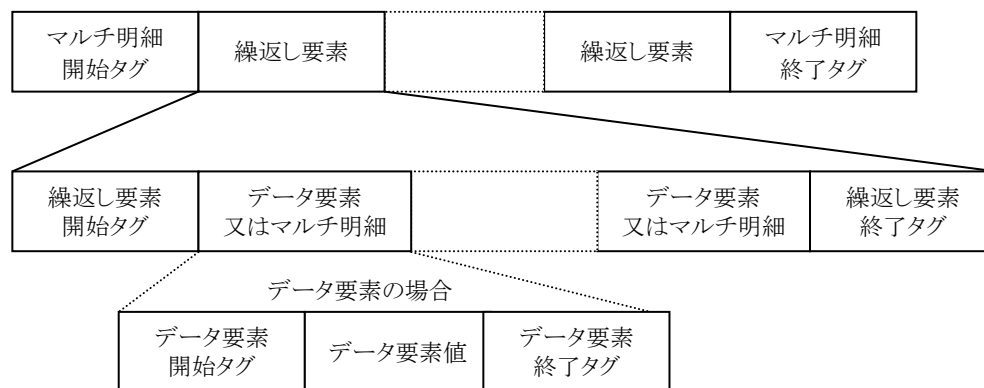


図 4-14 マルチ明細構造

4.4.5 マルチ明細タグ名

マルチ明細のタグ名を表 4-7 に、マルチ明細構造の表現例を図 4-15 に示す。

表 4-7 マルチ明細タグ名

名称	タグ名	属性	備 考
マルチ明細開始	JPMxxxxx		タグ名中の xxxxx は明細番号を利用し、“00010”から“65535”の範囲とする。
マルチ明細終了	JPMxxxxx		
繰返し要素開始	JPMRxxxxx		
繰返し要素終了	JPMRxxxxx		

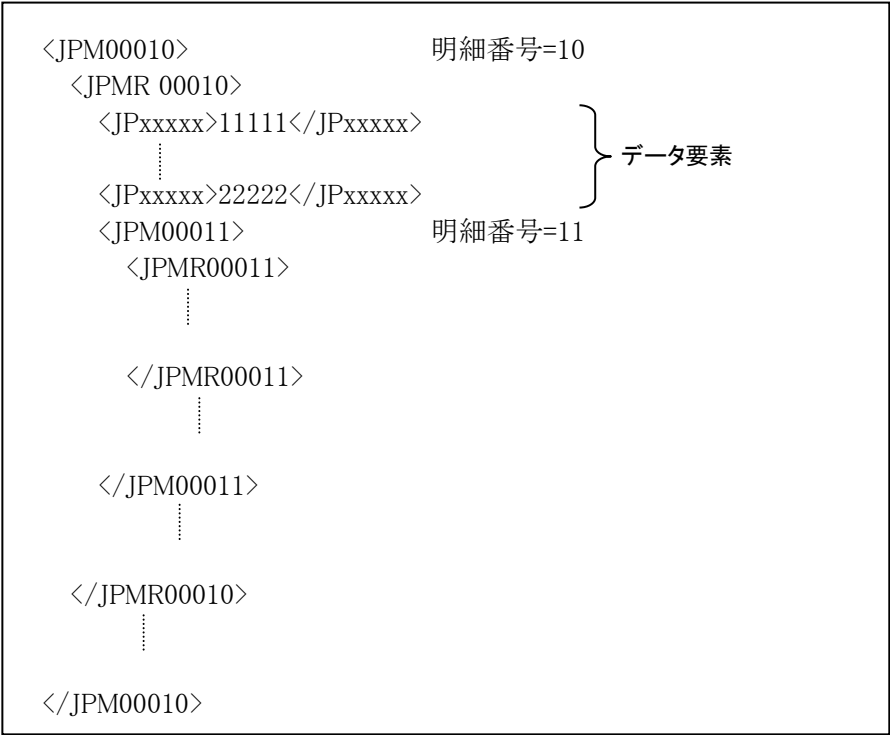


図 4-15 マルチ明細構造の表現例

4.4.6 空の繰返し要素の省略

空の繰返し要素は省略することを基本とするが、省略した繰返し要素が何番目の繰返し要素であるかを明示する必要がある場合は、空の繰返し要素の位置に空の繰返し要素を残す。ただし、この時もその繰返し要素の後ろの繰返し要素もすべて空の場合は、空の繰返し要素を省略する。(図 4-16)

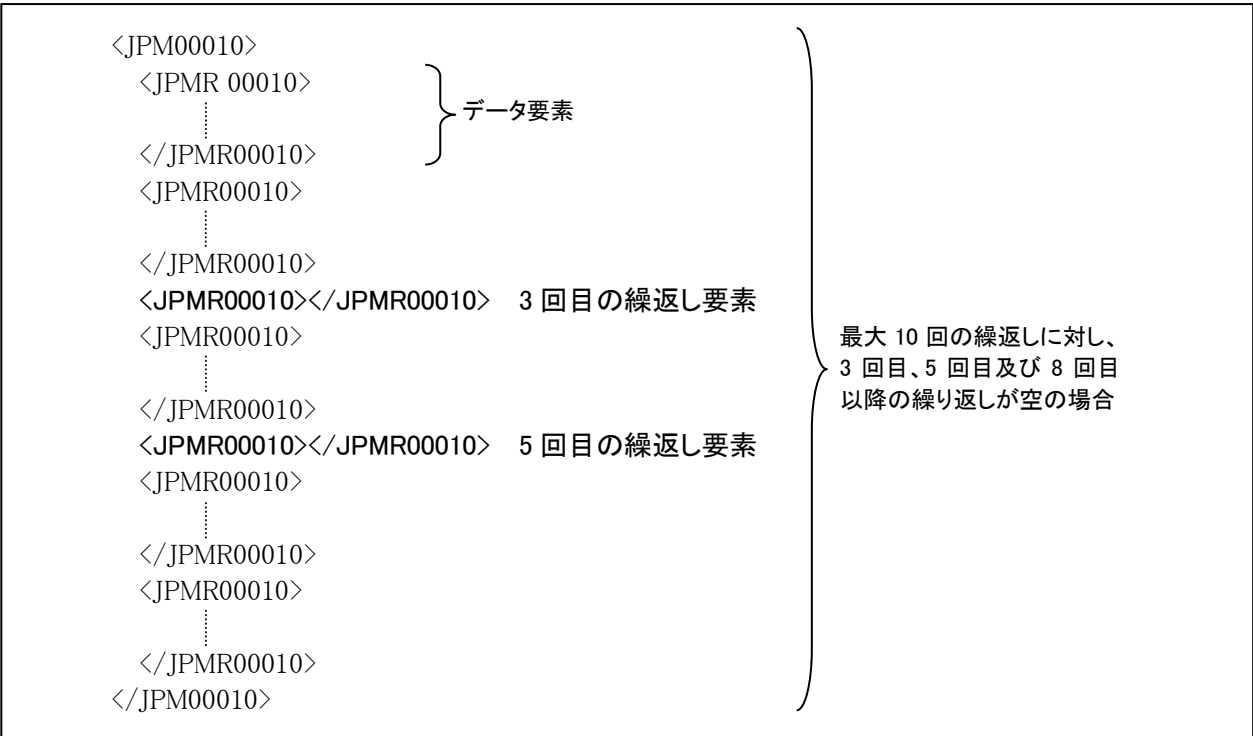


図 4-16 マルチ明細構造 空繰返しの表現例

4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い

メッセージを構成するデータ要素は可変長であり、空(入力データがない場合)、文字データにおけるスペース、及び数値データにおけるゼロの扱いについて、以下のとおり規定する。

(a) 空のデータ要素の扱い

空のデータ要素の扱いを表 4-8 に示す。

表 4-8 空のデータ要素の扱い

内容	例	
	送信側入力値	データ要素
空の場合は、データ要素を省略する。	(空)	(省略)

(b) X 属性のデータ要素における半角スペースの扱い

X 属性のデータ要素における半角スペースの扱いを表 4-9 に示す。

表 4-9 X 属性のデータ要素における半角スペース

内容	例(注)	
	送信側入力値	データ要素
(1)最も右側にある半角スペース以外の文字よりも更に右側の半角スペース及び最も左側にある半角スペース以外の文字よりも更に左側の半角スペースを省略する。	△A△	<JPxxxxx>A</JPxxxxx>
(2)すべての桁が半角スペースの場合は、データ要素を省略する。	△△△	(省略)

(注)△は半角スペースを示す。

(c) 9 属性におけるゼロの扱い

9 属性におけるゼロの扱いを表 4-10 に示す。

表 4-10 9 属性のデータ要素におけるゼロの扱い

内容	例	
	送信側入力値	データ要素
(1)最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	012	<JPxxxxx>12</JPxxxxx>
(2)すべての桁がゼロの場合は、“0”とする。	000	<JPxxxxx>0</JPxxxxx>

(d) N 属性におけるゼロ等の扱い

N 属性のデータ要素におけるゼロ等の扱いを表 4-11 に示す。

表 4-11 N 属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

内容	例	
	送信側入力値	データ要素
(1)もともと左側にあるゼロ以外の数値よりもさらに左側のゼロを省略する。	-012	<JPxxxxx>-12</JPxxxxx>
(2)すべての桁が正負符号又はゼロの場合は、“0”とする。	000 +0 -0	<JPxxxxx>0</JPxxxxx>
(3)正符号は省略する。 ただし、正符号を表示する場合は、データ要素定義の上で注意すること。	+123	<JPxxxxx>123</JPxxxxx>

4.4.8 データ属性の表記法

データ属性の表記方法を表 4-12 に示す。

表 4-12 データ属性の表記方法

属性	属性表記	説 明	
半角文字列	X(n) n:最大文字数	英数字、カナなどの 1 バイト文字で構成される文字列データ要素。 なお、“改行”、“タブ”を含んではならない。また、データ内の XML 予約語("<", ">", "&", "apos", "quot")は、XML の表記に従う。 (例)A+B<C は、A+B<C と表記 カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字 1 文字は、2 文字として桁数を表記する。	(注 1) (注 2)
全角文字列	K(n) n:最大文字数	漢字などの 2 バイト文字で構成される文字列データ要素。 カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字 1 文字は、2 文字として桁数を表記する。	(注 2)
符号無 数値データ	9(n) n:整数部桁数	「0」～「9」までの数字だけで構成される数値データ要素。	(注 3)
符号付 数値データ	N(n) N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	「0」～「9」までの数字、正負符号(「+」及び「-」)及び小数点(「.」)で構成される数値データ要素。 (例) N(10)V(3)→整数部最大桁数 10、小数部最大桁数 3 ※正負符号及び小数点は桁数に含めない。	
年月日	Y(8)	「0」～「9」までの数字で構成される年月日データ要素。 年は、西暦日付で表記する。(YYYYMMDD)	

(注 1)全角文字と半角文字が混在する場合は、X 属性を用いる。

(注 2)文字コードに UTF-8 を採用しているため、カッコ内の桁数より実際のバイト数が増加する場合がある。

(注 3)小数を扱う場合は、N 属性を用いる。

4.5 XML データの検証

本標準では、XML 形式を採用するため、W3C で策定されている XML schema を提供する。XML schema は XML データの構造を定義するスキーマ言語である。これを使用することで、XML データに出現する要素や属性、その順序などを検証することが可能となる。検証例を表 4-13 に示す。

表 4-13 XML Schema での検証例

検証項目		検証例
データ構造	タグ名称	<12345>が正しいところ、<54321>となっていた。
	必須要素	<12345>は必須項目だが、XML データ内になかった。
	不要要素	定義されていないタグが含まれていた。
	繰返し	<12345>は繰返し不可として定義されているが、複数定義されていた。
	要素出現順序	<M1>→<M2>の順番が、<M2>→<M1>のようになっている。
データ属性	許可文字	数字のみに限定されたデータ要素に、英字が混在された。
	桁数	6 桁の数字で記述するよう定義されているが、8 桁の値が定義されていた。 ※数値データのみ対象
	範囲	整数値をとるよう定義されているが、負の値が定義されていた。
共通コード	未定義コード	定義されていないコード値を使用している。

4.5.1 XML Schema の設計規則

表 4-14 に示す XML schema の設計規則(Naming & Design Rule:以下 NDR)に従い、XML schema を作成する。

表 4-14 メッセージファイル名称付与規則

規則	URL
XML 1.0	http://www.w3.org/TR/REC-xml
XML Schema Part 0: Primer	http://www.w3.org/TR/xmlschema-0/
XML schema Part1:Structures	http://www.w3.org/TR/xmlschema-1/
XML schema Part2:DataTypes	http://www.w3.org/TR/xmlschema-2/

4.5.2 XML Schema の名前空間

名前空間を宣言部で指定する。

http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/“[BPID 機関コード]-[BPID 副機関コード]-[情報区分コード]-[XML スキーマバージョン]”
(例)http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/XXXX-W4-1110-001

4.5.3 XML Schema の構造

XML Schema の構造を図 4-17 に示す。

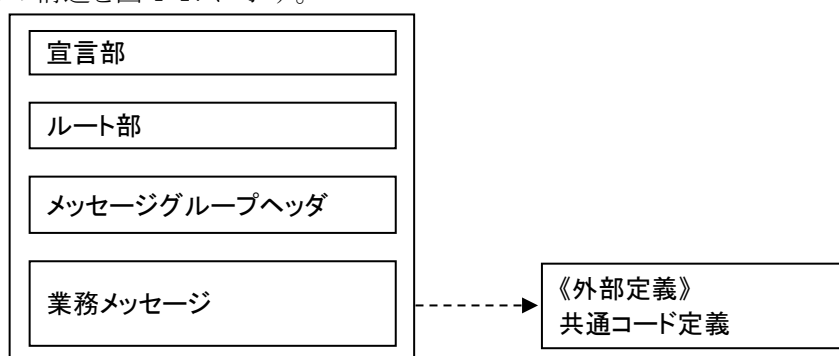


図 4-17 本標準における XML Schema の構造

4.5.4 XML Schema のファイル名

XML スキーマのファイル名は以下の通り。

[BPID 機関コード]-[BPID 副機関コード]-[情報区分コード]-[XML スキーマバージョン]+“.xsd”
(例)XXXX-W4-1110-001.xsd

4.5.5 XML Schema によるデータ要素の定義例

(a) 属性の定義例(表 4-15)

表 4-15 属性の定義例

属性	属性表記	定義例
符号無数値データ (整数)	9(n) n:桁数	<xsd:restriction base=“xsd:nonNegativeInteger”> <xsd:totalDigits value=“n”/> </xsd:restriction>
符号付数値データ (整数)	N(n) n:桁数	<xsd:restriction base=“xsd:integer”> <xsd:totalDigits value=“n”/> </xsd:restriction>
符号付数値データ (小数)	N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	<xsd:restriction base=“xsd:decimal”> <xsd:minInclusive value=“-n 個の 9.m 個の 9”/> <xsd:maxInclusive value=“n 個の 9.m 個の 9”/> <xsd:fractionDigits value=“m”/> </xsd:restriction>

(b) 共通コードの定義例(表 4-16)

表 4-16 共通コードの定義例

データ要素	定義例
共通コード	<pre><xsd:restriction base="xsd:String"> <xsd:enumeration value="001"/> <xsd:enumeration value="002"/> <xsd:enumeration value="003"/> </xsd:restriction></pre>

(c) 繰返しの定義例(表 4-17)

表 4-17 繰返しの定義例

繰返し回数	定義例
0	minOccurs=0、maxOccurs=0
1	minOccurs=1、maxOccurs=1 又は省略
0 又は 1	minOccurs=0、maxOccurs=1
0 ～ n (n ≥ 0)	minOccurs=0、maxOccurs=n
m ～ n (n ≥ m ≥ 0)	minOccurs=m、maxOccurs=n
出現回数が無制限の場合	maxOccurs=unbounded

4.6 システム運用規則

4.6.1 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図 4-18、表 4-18 に示す。

情報区分コード以下は、各ビジネスプロトコル標準規格にて一意になるよう定める。

なお、実際のメッセージファイル名は各項目間を半角アンダーバーで区切る。

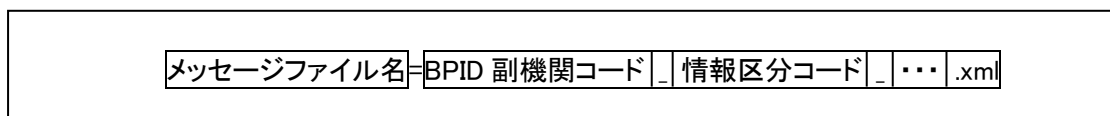


図 4-18 メッセージファイル名称構成

表 4-18 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID 副機関コード	X(2)	「5.2 共通データコード」を参照
情報区分コード	X(4)	「5.2 共通データコード」を参照

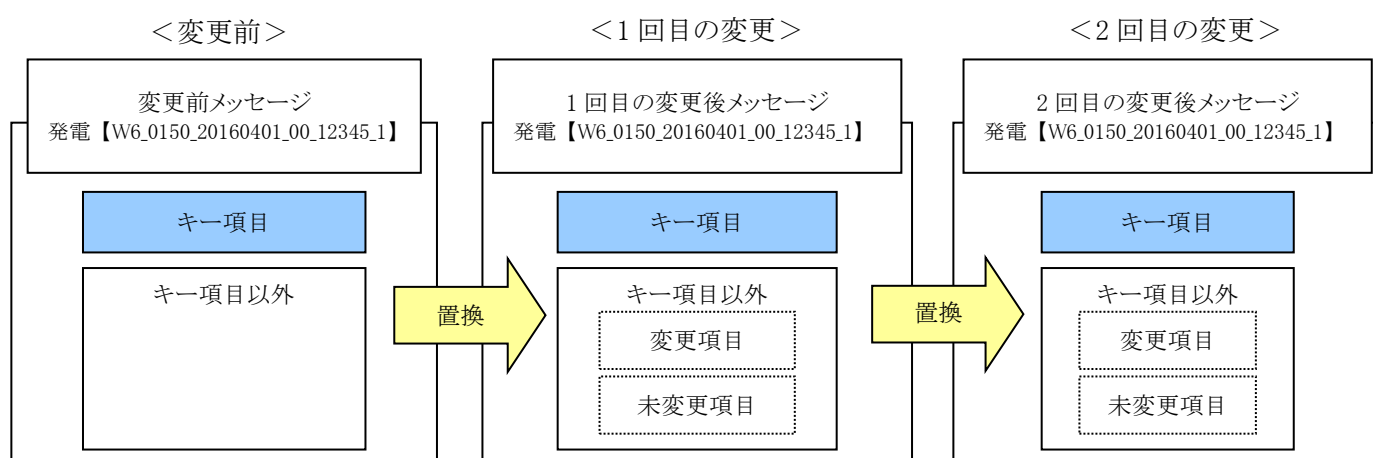
4.6.2 メッセージの変更・取消の運用

発電計画等受領において、メッセージ内のキー項目以外のデータ要素値を変更する場合は、当該データ要素値を変更後、変更前のメッセージファイル名と同じメッセージファイルを作成する。(表 4-19、図 4-19)なお、当該メッセージが変更されたものかどうかは、前回受信したメッセージを元に受信者が判断する。

また、キー項目のデータ要素値を変更する方法及びメッセージを取り消す方法は規定しない。

表 4-19 メッセージの変更例

	項目	変更前	1 回目の変更	2 回目の変更
発電計画等受領	メッセージファイル名	W6_0150_20160401_00_12345_1.xml	変更前と同一	変更前と同一
	キー項目	—	変更前と同一内容	変更前と同一内容
	変更するデータ要素	—	変更後の内容	変更後の内容
	変更しないデータ要素	—	変更前と同一内容	変更前と同一内容



発電は発電計画等受領を表す。
【 】内はメッセージファイル名を示す(拡張子は除く)

図 4-19 メッセージの変更イメージ

4.6.3 サーバ運用時間

表 4-20 に示すとおり、サーバの運用時間はメンテナンス等により停止する場合を除き、全日全時間帯とする。メンテナンス等により停止する場合は、本機関と送配電事業者は事前に小売電気事業者、発電事業者へ連絡を行う。

表 4-20 サーバ運用時間

平日	休、祭日	特定日(注)
全時間帯	全時間帯	全時間帯

(注)特定日とは、正月、調整連続休暇、夏期休暇等の休日を意味する。

4.6.4 通信手順(オプション)

本標準のデータ交換に通信手順を利用する場合は、(財)流通システム開発センター策定の JX 手順を準用した、「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル通信手順及び受信確認メッセージ標準規格」、及び WEB-API 方式によるものとする。

JX 手順を利用する場合のパラメータ等の詳細については、「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル通信手順及び受信確認メッセージ標準規格」で別途規定するものとし、また WEB-API 方式での通信方法の詳細については、各業務毎に別途 API 仕様書を規定することとする。

5.共通データ

5.1 利用文字コード

使用する文字集合は JIS-X0201(英数字、半角カナ文字)、JIS-X0208(第一・第二水準漢字)とし、文字コードは、UTF-8(BOM なし)を用いる。

5.2 共通データコード

共通データコードを表 5-1、表 5-2 に示す。

表 5-1 メッセージグループヘッダの共通コード

タグ名	データ要素名	属性	コード値	意味
JPC03	運用モード	X(1)	1	テストデータ
			0 or △	通常データ
JPC06	発信者コード	X(12)	先頭 5 桁を本機関が設定する「事業者コード(5 桁)」とし、残り 7 桁を“0”とした 12 桁のコードを使用する	
JPC09	受信者コード	X(12)		
JPC10	BPID 機関コード	X(4)	OCTO、FEPC	ビジネスプロトコルを制定した機関名
JPC11	BPID 副機関コード	X(2)	W6	発電計画等受領業務(計画値同時同量編)
			W8	需要抑制計画等受領業務
JPC12	BPID 版	X(2)	3A	発電計画等受領業務(計画値同時同量編)の版 需要抑制計画等受領業務の版
JPC14	情報区分コード	X(4)	表 5-2 データ要素の共通コード JP00002 を参照	
JPC21	構文規則識別版数	X(6)	1.1-1A	シンタックスルールの版

表 5-2 データ要素の共通コード

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP00002	情報区分コード	W6	X(4)	0150	翌日発電・販売計画
				0151	翌日発電・販売計画不整合通知メッセージ
				0152	翌日発電・販売計画(FIT 作成用)
				0160	週間発電・販売計画
				0170	月間発電・販売計画
				0180	年間発電・販売計画
				0250	翌日需要・調達計画
				0251	翌日需要・調達計画不整合通知メッセージ
				0260	週間需要・調達計画
				0270	月間需要・調達計画
				0280	年間需要・調達計画
				0320	連系線希望計画(計画値同時同量)
				0321	希望計画送電可否判定結果通知(計画値同時同量)
				0400	長期連系線利用計画(計画値同時同量)
				0401	長期利用計画送電可否判定結果通知(計画値同時同量)
				0460	経過措置計画(計画値同時同量)
				0461	経過措置可否判定結果通知(計画値同時同量)
				0513	経過措置減少処理通知(計画値同時同量)
				0514	混雑処理通知(スポット・1 時間前)(暫定)(計画値同時同量)
				0515	混雑処理通知(スポット・1 時間前)(計画値同時同量)
				0610	部分供給通告値(翌日)
				0620	部分供給通告値(月間)
	W8	0110		翌日需要抑制計画メッセージ	
		0120		週間需要抑制計画メッセージ	
		0130		月間需要抑制計画メッセージ	
		0140		年間需要抑制計画メッセージ	
		0111		翌日需要抑制計画不整合通知メッセージ	
JP00009	訂正コード		X(1)	1	新規
				2	変更
JP06110	送信者コード		X(5)	本機関が設定する「事業者コード」を用いる。	
JP06112	受信者コード		X(5)	本機関が設定する「事業者コード」を用いる。	
JP06153	申請者コード		X(5)	本機関が設定する「事業者コード」を用いる。	
JP06163	送電可否コード		X(1)	1	送電可
				5	一部送電可(容量登録)
				9	送電不可
JP06173	提出代行適用コード		X(1)	0	提出代行を適用しない
				1	提出代行を適用する
JP06174	計画提出先送配電事業者コード		X(5)	本機関が設定する「事業者コード」を用いる。	
JP06176	託送契約変更コード		X(1)	0	託送契約変更不要
				1	託送契約変更要

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP06177	供給先識別コード		X(1)	1	地内
				2	地外
JP06183	需給別識別コード		X(1)	1	需要想定値
				2	供給力調達分の計画値合計
				3	供給力未調達分の計画値
JP06186	発電側系統コード		X(5)		送配電事業者が設定する「系統コード」を用いる。
JP06187	発電事業者コード		X(5)		本機関が設定する「事業者コード」を用いる。
JP06188	需要側系統コード		X(5)		送配電事業者が設定する「系統コード」を用いる。
JP06189	需要側事業者コード		X(5)		本機関が設定する「事業者コード」を用いる。
JP06198	通告変更識別コード		X(1)	0	通告変更計画に相当しない
				1	通告変更計画に相当
JP06199	計画変更理由コード		X(2)	00	変更なし
				11	不可避免の変更(給電指令)
				12	不可避免の変更(混雑処理)
				13	不可避免の変更(優先給電指令)
				14	不可避免の変更(自然・公衆災害)
				21	系統運用上必然的変更(河川出水)
				22	系統運用上必然的変更(需給・周波数調整)
				23	系統運用上必然的変更(調整運転)
				24	系統運用上必然的変更(原子力定熱運転)
				31	需給バランス・同時同量変更(同時同量変更)
				41	発電トラブル(発電トラブル)
				51	経済行為(経済行為)
				61	その他(その他)
				71	本機関指示
JP06202	希望経路有無コード		X(1)	0	希望経路無し
				1	希望経路有り
JP06204	北本連系線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06205	相馬双葉幹線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06206	FC 経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06207	三重東近江線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06208	越前嶺南線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06209	西播東岡山線・山崎智頭線 経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
				2	西播東岡山線又は山崎智頭線経由で連系
				3	西播東岡山線経由で連系
				4	山崎智頭線経由で連系
				5	西播東岡山線及び山崎智頭線を直列に経由して連系
JP06210	本四連系線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06211	関門連系線経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06212	南福光BTB経由コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する
JP06213	阿南紀北直流幹線経由 コード		X(1)	0	経由しない
				1	経由する

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP06218	平日休日コード		X(1)	1	平日
				2	休日
JP06219	時刻コード		X(2)	01～48	01:【0:00～0:30】、 02:【0:30～1:00】、 …、 48:【23:30～24:00】
				60	昼間帯
				61	夜間帯
JP06220	最大最小コード		X(1)	1	最大
				2	最小
JP06234	データ変更コード		X(1)	0	データ変更無し
				1	データ変更有り
				2	不整合あり(広域から通知時)
				3	広域強制書き換え(広域から通知時)
JP06239	年間:平日休日コード		X(1)	「平日休日コード」と同じコード値を用いる。	
JP06240	年間:時刻コード		X(2)	「時刻コード」における“60”、“61”を用いる。	
JP06245	月間:平日休日コード		X(1)	「平日休日コード」と同じコード値を用いる。	
JP06246	月間:時刻コード		X(2)	「時刻コード」における“60”、“61”を用いる。	
JP06252	週間:時刻コード		X(2)	「時刻コード」における“01”～“48”を用いる。	
JP06254	計画変更コード		X(2)	0	変更無し
				1	変更有り。※連系線等利用計画変更においては、計画変更有りがつ処理順位を指定しない場合に設定
				2～18	変更有り処理順位。※連系線等利用計画変更において、計画変更有りがつ需要エリアが同じ複数の計画間で処理順位を指定する場合に設定する。計画ごとに1から昇順に設定する。
JP06255	計画提出目的コード		X(1)	0	◆長期・年間・月間の各連系線等利用計画の場合のみ。調整用(空容量算定用提出期限までに計画の変更がない場合は、空容量算定用として代用する)
				1	◆長期・年間・月間の各連系線等利用計画の場合のみ。調整用(空容量算定用として代用しない)
				2	◆長期・年間・月間・週間の各連系線等利用計画の場合。空容量算定用 ◆翌日連系線等利用計画の場合。翌日計画提出用
				3	計画変更用
				9	経過措置計画提出用
JP06259	総合:送電可否コード		X(1)	1	送電可
				2	送電不可
				5	一部送電可(容量登録)

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP06260	連系設備コード		X(2)	01	北海道本州間(北本連系線)、上限制約
				02	東北東京間(相馬双葉幹線)、上限制約
				03	東京中部間(佐久間 FC)、上限制約
				04	東京中部間(新信濃 1 号 FC)、上限制約
				05	東京中部間(新信濃 2 号 FC)、上限制約
				06	東京中部間(東清水 FC)、上限制約
				07	中部関西間(三重東近江線)、上限制約
				08	北陸関西(越前嶺南線)、上限制約
				09	関西中国間(西播東岡山線・山崎智頭線)、上限制約
				10	中国四国間(本四連系線)、上限制約
				11	中国九州間(関門連系線)、上限制約
				12	中部北陸間(南福光 BTB)、上限制約
				13	関西四国間(阿南紀北直流幹線)、上限制約
				14	東京中部間(新信濃 FC)、上限制約
				15	東京中部間(FC)、上限制約
				21	中部・関西-北陸間(北陸フェンス)、上限制約
				22	関西中国間(関西中国間フェンス)、上限制約
				51	北海道本州間(北本連系線)、下限制約
				53	東京中部間(佐久間 FC)、下限制約
				54	東京中部間(新信濃 1 号 FC)、下限制約
				55	東京中部間(新信濃 2 号 FC)、下限制約
				56	東京中部間(東清水 FC)、下限制約
				62	中部北陸間(南福光 BTB)、下限制約
				63	関西四国間(阿南紀北直流幹線)、下限制約
				65	東京中部間(FC)、下限制約
JP06262	長期:送電可否コード		X(1)	1	送電可
				2	送電不可
				5	一部送電可(容量登録)
JP06263	長期:判定理由コード		X(1)	1	空容量
				3	直流制約(下限)
				4	直流制約(刻み)
JP06264	年間:送電可否コード		X(1)	1	送電可
				2	送電不可
				5	一部送電可(容量登録)
JP06265	年間:判定理由コード		X(1)	1	空容量
				3	直流制約(下限)
				4	直流制約(刻み)
JP06266	月間:送電可否コード		X(1)	1	送電可
				2	送電不可
				5	一部送電可(容量登録)
JP06267	月間:判定理由コード		X(1)	1	空容量
				3	直流制約(下限)
				4	直流制約(刻み)
JP06268	週間:送電可否コード		X(1)	1	送電可
				2	送電不可
				5	一部送電可(容量登録)
JP06269	週間:判定理由コード		X(1)	1	空容量
				3	直流制約(下限)
				4	直流制約(刻み)
				5	直流制約(反転)
				6	直流制約(段差)

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP06270	判定理由コード		X(1)	1	空容量
				2	混雑
				3	直流制約(下限)
				4	直流制約(刻み)
				5	直流制約(反転)
				6	直流制約(段差)
				7	融通指示発動中
JP06271	総合:通告変更可否コード		X(1)	1	通告変更可
				5	一部通告変更可
				9	通告変更不可
JP06272	通告変更可否コード		X(1)	1	通告変更可
				5	一部通告変更可
				9	通告変更不可
JP06273	混雑通知区分コード		X(2)	00	策定時事前
				01	策定時決定
				02	計画変更等
JP06274	混雑方向区分コード		X(2)	00	順方向
				01	逆方向
JP06276	混雑理由区分コード		X(2)	00	運用容量超過
				01	下限制約
				02	刻み制約
				03	運用容量超過＋下限制約
				04	運用容量超過＋刻み制約
				05	下限制約＋刻み制約
				06	運用容量超過＋下限制約＋刻み制約
JP06283	利用計画策定結果コード		X(1)	1	策定完了
JP06291	集計情報コード		X(1)	1	スポット市場 売電
				2	スポット市場 買電
				3	1 時間前市場 売電
				4	1 時間前市場 買電
JP06292	市場コード		X(1)	1	スポット市場
				2	1 時間前市場
JP06293	売買コード		X(1)	1	売電
				2	買電
JP06300	発電 BG コード		X(5)	本機関が設定する「BG コード」を用いる。	
JP06311	電源種別コード		X(1)	1	非調整電源
				2	調整電源
				3	FIT 電源 1
				4	FIT 電源 2
				5	FIT 送配 1
				6	FIT 送配 2
				7	FIT 送配 3
JP06316	事業者コード		X(5)	本機関が設定する「事業者コード」を用いる。	
JP06328	一部送電可容量登録コード		X(1)	0	容量登録しない
				1	容量登録する
JP06329	年間月間日別化コード		X(1)	0	日別化しない
				1	日別化する
JP06332	マージン利用コード		X(1)	0	マージン利用なし
				1	マージン利用あり
JP06333	運用容量拡大コード		X(1)	0	運用容量拡大利用なし
				1	運用容量拡大利用あり

タグ名	データ要素名		属性	コード値	意味
		BPID			
JP06334	5 分値展開要否コード		X(1)	0	5 分値展開不要
				1	5 分値展開必要
JP06335	複数契約共同判定処理コード		X(1)	0	共同利用なし
				1	共同利用あり
JP06338	5 分値時刻コード		X(3)	001～288	001:「0:00～0:05」、002:「0:05～0:10」・・・288:「23:55～24:00」
JP06341	連系設備コード		X(2)	01	北本直流幹線
				02	相馬双葉幹線
				03	佐久間 FC
				04	新信濃 1 号 FC
				05	新信濃 2 号 FC
				06	東清水 FC
				07	三重東近江線
				08	越前嶺南線
				09	西播東岡山＋山崎智頭線
				10	本四連系線
				11	関門連系線
				12	南福光 BTB
				13	阿南紀北直流幹線
				14	新信濃
				15	FC
JP06347	マージン利用取消通知コード		X(1)	0	マージン利用取消なし
				1	マージン利用取消あり
JP06358	提出先事業者コード		X(5)		本機関が設定する「事業者コード」を用いる。
JP06360	BG/提出者コード		X(5)		本機関が設定する「BG コード」、又は「計画提出者コード」を用いる。
JP06366	取引先 BG コード		X(5)		本機関が設定する「BG コード」を用いる。
JP06372	自動紐付除外コード		X(1)	0	自動紐付除外なし
				1	自動紐付除外あり
JP06373	電源特定コード		X(5)		自動紐付除外のための相対先(発電 BG 又は系統、系統群)を識別するコード。 本機関が設定する「BG コード」、送配電事業者が設定する「系統コード」、「系統群コード」を用いる。
JP06374	広域指示コード		X(1)	0	指示なし
				1	指示あり
JP06377	マージン使用コード		X(1)	0	マージン使用なし
				1	マージン使用あり
JP06382	FIT 用ステータスコード		X(1)	1	発電計画詳細登録済
				2	供給力(発電合計)登録済
				3	販売計画登録済かつ発電・販売計画提出済
JP06384	送電側系統コード		X(5)		送配電事業者が設定する「系統コード」を用いる。
JP06385	送電側 BG/提出者コード		X(5)		本機関が設定する「BG コード」、又は「計画提出者コード」を用いる。
JP06386	受電側系統コード		X(5)		送配電事業者が設定する「系統コード」を用いる。
JP06387	受電側 BG/提出者コード		X(5)		本機関が設定する「BG コード」、又は「計画提出者コード」を用いる。
JP06600	需要抑制 BG コード		X(5)		本機関が指定する「BG コード」を用いる。

6.システム管理範囲

図 6-1 に示すとおり、送配電事業者と小売電気事業者等、発電事業者、本機関のシステムの管理範囲は、当該事業者が設置する設備の範囲とし、この範囲の設備が原因で障害や問題が発生した場合は、当該設備を管理する事業者が主体となって対応する。

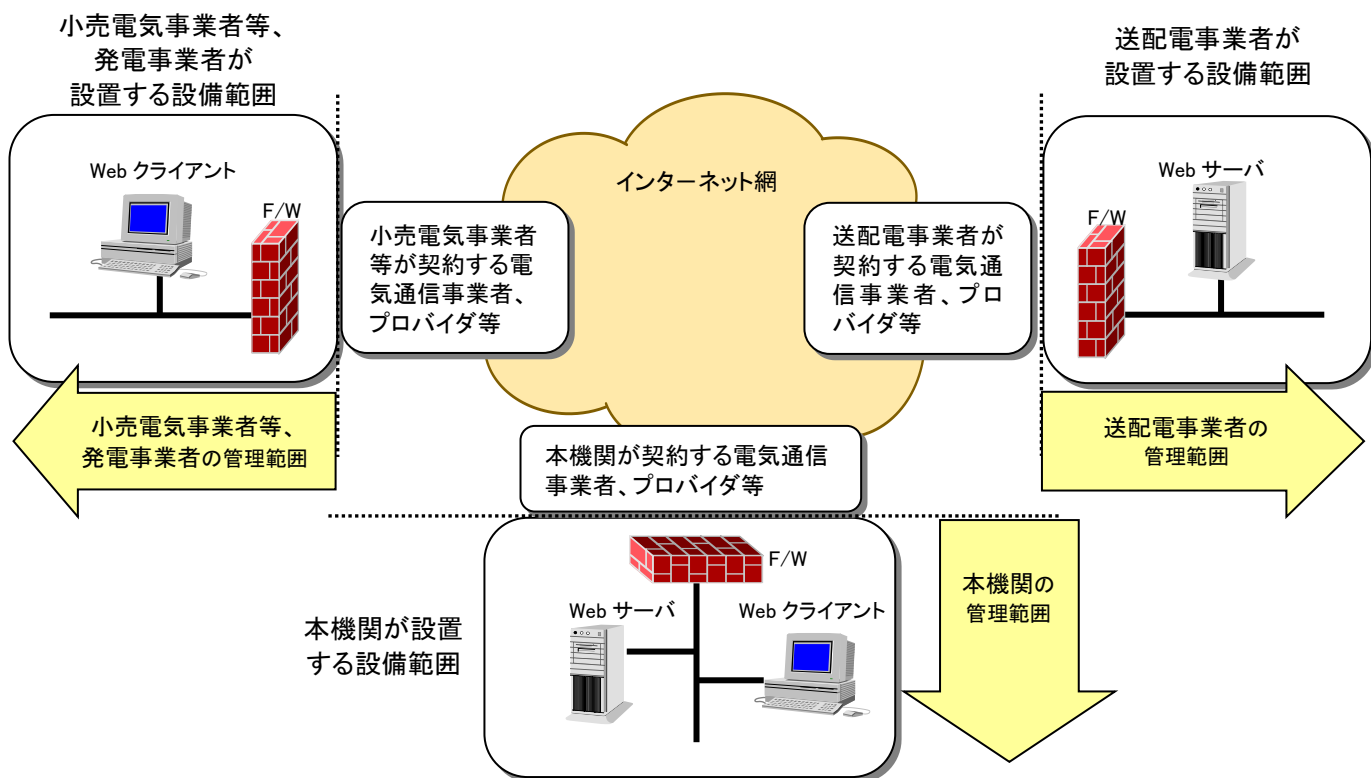


図 6-1 システムの管理範囲

7.費用分担

各事業者が契約するプロバイダ・アクセスポイントまでの通信費用、プロバイダ費用、電子証明書関連費用等については当該事業者の負担とする。

以 上